

レンタサイクル使用申込書

【表面】

使用申込者	氏名			
	住所			
	電話	自宅	—	—
		携帯	—	—
	使用目的	<input type="checkbox"/> 観光 <input type="checkbox"/> ビジネス <input type="checkbox"/> 帰省 <input type="checkbox"/> その他 (行き先:)		

私は、裏面の「**レンタサイクル使用者遵守事項**」を守ることを確約し、越前市観光協会レンタサイクルの使用を申し込みます。

使用期日	令和 年 月 日		
使用時間 (予定)	午前	時 分	～ 午前 時 分
	午後		午後
貸出場所		返却場所(予定)	
使用料金 (※担当者が記入)	円		

【貸出窓口使用欄】

貸出担当者		貸出車両番号	
本人確認書類	運転免許証 ・ 身分証明書 ・ 学生証 保険証 ・ その他 ()		
貸出時刻	:	返却時刻	:
		返却確認者	
超過料金の有無	無 ・ 有 (円)		
故障の有無	無 ・ 有 [程度]		
※弁償額等については後日事務局から連絡するので、その旨告知し、了承を得る。【使用者了承確認署名】			

レンタサイクル使用者遵守事項

【裏面】

一般社団法人越前市観光協会

連絡先 観光・匠の技案内所（Tel0778-24-0655）

※ 年中無休 9：00～18：00（年末年始を除く）

事務局（Tel0778-23-8900）

※ 土日祝日を除く 8：30～17：15

越前市観光協会が運営するレンタサイクルを使用する者は、次の事項を確認し、遵守しなければならない。

- 1 使用者は、自転車を使用中、交通法規を遵守するとともに、交通安全を心がけ、許可された使用時間を厳守しなければならない。
- 2 自転車を使用できる時間は、午前9時から午後5時までで、1日または半日単位の使用許可となる。【午後5時までには必ず返却すること。】
- 3 使用者は、使用許可を受けた自転車を第三者に又貸ししてはならない。
- 4 使用者は、自転車を使用中に自転車を破損させ、または盗難にあったときは、修理費用または代替自転車の購入費用を観光協会に弁償しなければならない。
- 5 使用者が自転車を使用中に交通事故等が発生し、第三者を負傷させ、または第三者の所有物等に損害を与え、損害賠償の責任を負った場合は、観光協会は一切責任を負わず、すべて使用者の責任において処理しなければならない。
- 6 使用者が自転車を使用中に交通事故等により受傷しまたは死亡した場合は、観光協会は一切補償しないものとする。
- 7 使用者は、自転車の使用が終わった場合は、予め指定された保管場所に自転車を駐輪させ、施錠し、故障の有無等を確認し、鍵を貸出窓口に返却しなければならない。この際、使用時間超過等により追加使用料金が発生した場合は納入しなければならない。